

第9章 健康増進

1. 健康増進事業

(健康増進法 平成14年8月2日法律第103号)

本市では健康な老後を過ごせるよう各種保健事業を実施しています。壮年期からの健康相談や運動指導などを40歳以上の方を対象に実施しています。なお、平成19年度末に老人保健事業が廃止され、平成20年度からは健康増進法に基づく、新たな健康増進事業（がん検診を含む）が実施されています。

事業内容

- (1) 健康教育事業
- (2) 健康手帳の交付事業
- (3) 健康相談事業
- (4) 健康診査事業
- (5) 訪問指導事業

* (1)～(5) 健康増進事業費補助金 (交付基準額の県2/3補助金)

(1) 健康教育事業 健康増進法 財源 (県2/3 : 市1/3)

①健康教育 教室・講話等実施状況

平成20年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康増進法第17条」を根拠法とし、集団健康教育と個別健康教育の2つに大別して実施しておりましたが、一次予防として運動の必要性が求められているため、集団健康教育の各種健康教室に重点を置いて健康づくり事業を一体化し、個別健康教育は二次予防として健康相談等で対応することとしています。

表1. 教室・講話等実施状況 (単位：回・人)

教室名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	開催回数	延人員								
出前講座 (ミニデイ他健康講話)	20	423	9	128	24	336	11	178	11	235
HELIMAS教室	6	55	6	25	10	79	11	59	11	73
フィットネス教室	16	138	10	108	24	288	23	276	24	296
合計	42	616	25	261	58	703	45	513	46	604

*令和2年度より、健康ステップアップ教室（委託）をHELIMAS教室（自前）へ、また、メタボ運動教室をフィットネス教室へ名称変更しました。

②食生活改善推進員養成・育成事業

本市では、栄養及び食生活改善の活動を推進し、市民の健康福祉の向上の為、食生活改善推進協議会活動・運営を支援しています。

毎月1回の全体での定例会・各グループでの定例会を設け、おやこの食育事業・ヘルシーメニューの紹介・食に関する勉強会・男性料理教室・自主活動・食改菜園・市が主催する各種健康教室へ協力などを行っています。

表2. 宜野湾市食生活改善推進員 (単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
養成講座修了者	—	2	0	12	0
推進員	61	57	58	47	48

表3. 自治会別人数 (令和6年度) (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	4	伊佐区	2	長田区	4
野嵩2区	1	大山区	7	宜野湾区	0
野嵩3区	2	真志喜区	2	愛知区	4
普天間1区	0	宇地泊区	1	中原区	5
普天間2区	0	大謝名区	5	大謝名団地	2
普天間3区	0	嘉数区	3	嘉数ハイツ	0
新城区	2	真栄原区	2	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	2	合計	48

③健康づくり推進員養成・育成事業

平成20年度から健康づくり推進員養成講座を開催し、地域における健康づくりのリーダーを養成しています。

健康教育事業や健康づくり事業への協力、美らがんじゅう体操の普及など、市民の健康保持・増進を地域と密着し推進するために活動しています。また、自主活動として、毎週ウォーキングdayやディスコステップといった運動する機会づくりに取り組んでいます。

表4. 宜野湾市健康づくり推進員 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養成講座修了者	1	—	3	4	2
推進員	26	19	18	18	17

表5. 自治会別人数 (令和6年度) (単位：人)

自治会名	人数	自治会名	人数	自治会名	人数
野嵩1区	1	伊佐区	0	長田区	2
野嵩2区	0	大山区	0	宜野湾区	2
野嵩3区	0	真志喜区	1	愛知区	3
普天間1区	0	宇地泊区	0	中原区	2
普天間2区	1	大謝名区	2	大謝名団地	0
普天間3区	0	嘉数区	0	嘉数ハイツ	1
新城区	0	真栄原区	0	上大謝名	0
喜友名区	0	我如古区	2	合計	17

健康づくり推進員が配置されていない自治会もあるため、今後、全自治会への健康づくり推進員配置に取り組んでまいります。

(2) 健康手帳の交付事業 --- 健康増進法

健康手帳は健診結果の記録のほか、健康相談時に活用するなど市民の健康管理に役立てています。平成29年度より補助対象外となり事業を廃止しましたが、市独自で健診結果・体重・血圧測定記録票用紙を作成し、検査数値の変化・食事等に関する資料を綴るファイルを配布しています。

(3) 健康相談事業 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

市民の心身の健康に関する相談に応じ、個々に応じた必要な指導及び助言を行っています。総合健康相談は、40～64歳を計上しており、一般健康相談は、40歳未満と65歳以上を計上しています。

重点健康相談（糖尿病、病態別相談）は、総合健康相談と併行して実施しています。

表6-1. 健康相談実施状況

(単位：回・人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
	開催回数	被指導延人員									
総合健康相談	17	18	2	2	3	3	0	0	0	0	
重点 健康 相談	糖尿病	40	45	57	74	58	69	61	69	35	40
	病態別相談	132	277	162	313	175	346	183	436	160	308
	小計	172	322	219	387	233	415	244	505	195	348
合計	189	340	221	389	236	418	244	505	195	348	

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

表6-2. 一般健康相談実施状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般健康相談	348	293	444	407	409

※一般健康相談は、保健相談センターでの自発等来所により実施した相談件数を計上しています。

(4) 健康診査事業

市民の健やかな生活並びに生活習慣病の予防および介護を要する状態などの予防の一環として健診を実施しています。健診は市民が近医で受診できる個別健診と保健相談センターや市役所、市立体育館等で実施する集団健診のいずれかを受診することができます。

① 健康診査の受診状況

表7. 40歳未満の受診状況

--- 国保加入者外 財源 (市10/10)

--- 国保加入者 財源 (国10/10 平成27年度より) (単位: 人・%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	29,017	28,436	27,986	27,843	27,796
受診者数	700	635	693	589	768
受診率	2.4%	2.2%	2.5%	2.1%	2.8%

参考: 地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

事業所や職場などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より40歳未満の全市民へ通知対象を拡大しています。

表8. 40歳以上の受診状況

--- 健康増進法 財源 (県2/3: 市1/3)

(単位: 人・%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	2,033	2,077	2,123	2,253	2,499
受診者数	113	144	162	170	156
受診率	5.6%	6.9%	7.6%	7.5%	6.2%

参考: 地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

平成20年度に老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事により、40歳以上の住民基本健診は生活保護受給者の方のみの受診となりました。

② 骨粗鬆症検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

早期に骨量減少者を発見し、適切な保健指導や栄養指導等または早期治療へつなげ、寝たきりの原因となる骨折を予防することを目的として実施します。

対象者は、40～70歳までの5歳節目年齢の女性に限定しています。

表9. 骨粗鬆症検診の受診状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数		45	24	47	46	55
結果	要精密検査	0	2	2	4	4
	要指導	9	8	13	14	23

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

③ 肝炎ウイルス検診 --- 健康増進法 財源（県2/3：市1/3）

肝炎ウイルス感染を発見し、必要に応じ医療機関へつなげることにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、肝炎の進行を遅延させることを目的として実施します。

満40歳以上の市民で過去に当該検査を受けたことがない方を対象としています。

表10. 肝炎ウイルス検査の受診状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
受診者数	C型	518	445	651	568	664	
	B型	507	434	646	570	663	
結果	C型	感染の可能性が高い	1	0	0	1	2
	B型	陽性	2	4	10	4	10
		陰性	505	430	636	566	653

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

④ がん検診 --- 健康増進法 財源（地方交付税措置）

肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を受診することにより、異常の早期発見、早期治療につながります。国の指針を参考に、令和4年度より胃がん、大腸がん検診対象者の見直しを行いました。

ア. 40歳以上のがん検診

表11-1. 胃・肺・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
胃がん	対象者数	52,642	46,276	53,737	52,457	53,172	
	受診者数	2,784	2,538	3,193	2,198	2,768	
	受診率	5.3%	5.5%	5.9%	4.2%	5.2%	
	精密検査	対象者数	133	109	106	113	151
		受診者数	65	42	20	38	62
		受診率	48.9%	38.5%	18.9%	33.6%	41.1%
	がん発見者数	0	1	0	1	0	
肺がん	対象者数	52,642	46,276	53,737	54,369	54,859	
	受診者数	4,150	3,883	4,899	4,889	5,121	
	受診率	7.9%	8.4%	9.1%	9.0%	9.3%	
	精密検査	対象者数	116	185	228	183	195
		受診者数	56	87	98	100	111
		受診率	48.3%	47.0%	43.0%	54.6%	56.9%
	がん発見者数	0	1	0	1	2	
大腸がん	対象者数	52,642	46,276	53,737	54,369	54,859	
	受診者数	4,105	3,912	4,918	5,057	5,103	
	受診率	7.8%	8.5%	9.2%	9.3%	9.3%	
	精密検査	対象者数	322	317	382	392	415
		受診者数	110	83	87	102	142
		受診率	34.2%	26.2%	22.8%	26.0%	34.2%
	がん発見者数	5	3	1	6	1	

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

- ・胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査および胃カメラ検査を含めた受診者数となっています。（平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正）
- ・職場や事業所などで受診する機会がない市民がいることから、平成25年度より40歳以上の全市民へ通知対象を拡大しています。
- ・令和4年度より、胃がん・大腸がん検診対象者年齢を16歳以上から40歳以上へ変更しています。特に胃カメラ検査は2年に1回の受診となります。

表11-2. 乳がん・子宮頸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
乳がん	対象者数	27,872	28,106	28,448	28,719	29,000	
	受診者数	1,759	1,952	2,069	2,036	2,057	
	受診率	14.6%	13.2%	14.1%	14.3%	14.1%	
	精密検査	対象者数	156	198	135	182	159
		受診者数	113	147	99	108	102
		受診率	72.4%	74.2%	73.3%	65.4%	64.2%
	がん発見者数		4	7	2	5	3
子宮がん	対象者数	40,267	40,292	40,348	40,487	40,731	
	受診者数	3,115	3,219	3,108	3,257	3,111	
	受診率	16.6%	15.7%	15.7%	15.7%	15.6%	
	精密検査	対象者数	91	137	86	118	102
		受診者数	51	47	36	49	68
		受診率	56.0%	34.3%	41.9%	41.5%	66.7%
	がん発見者数		0	2	0	0	0

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

乳がん・子宮がん検診の対象者は、前年度未受診者で、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方です。受診率の算出方法は、以下に示す通りです。

乳がん・子宮頸がんの受診率 $= ([\text{前年度受診者数} + \text{当該年度受診者数}] - 2\text{年連続受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数})$
--

イ. 39歳以下のがん検診

表12. 胃・大腸がん検診の受診状況

(単位：人・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん	対象者数	29,017	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	174	154	
	受診率	0.6%	0.5%	
大腸がん	対象者数	29,017	28,436	R4より対象外 (国の指針に対応)
	受診者数	261	232	
	受診率	0.9%	0.8%	

胃がん検診は、平成28年度指針の一部改正によりバリウム検査及び胃カメラ検査を含めた受診者数となつています。(平成28年4月 がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針の一部改正)

尚、国の指針を参考に、令和4年度より胃がん・大腸がん検診対象者を16歳以上から40歳以上へ見直ししています。

(5) 訪問指導事業 --- 健康増進法 財源(県2/3:市1/3)

表13. 成人訪問指導

(単位：件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	59	28	56	47	55

参考：地域保健・健康増進事業報告(令和6年度分)

訪問指導が必要な方やそのご家族へ、訪問による指導助言を行ないます。成人訪問指導では特定保健指導以外の40歳から64歳の訪問件数(地域保健・健康増進法による)を計上しています。主に健診結果から生活習慣改善が必要な方、再検査や精密検査、治療が必要な方、ご本人やご家族より訪問指導の希望があった方を訪問しています。

保健師による家庭訪問活動 --- 地域保健法

11人（母子地区担当8人、成人地区担当3人）の保健師が地区担当として家庭訪問を実施し、対象者と家族を含めた保健指導を行っています。

表14. 地区担当保健師の訪問指導 (単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問指導種別	感染症	0	0	0	0	0
	結核	0	0	0	0	0
	精神	17	16	21	50	2
	心身障害	4	14	0	0	0
	成人	31	20	29	12	24
	妊産婦	265	198	309	333	363
	未熟児	31	29	41	53	40
	乳児	203	161	249	253	315
	幼児	67	37	54	77	51
	特定疾患	2	1	0	1	0
	他の疾患	0	0	0	0	0
	その他	22	11	21	11	12
訪問指導延件数		642	487	724	790	807

参考：「令和6年度家庭訪問年報」集計結果

2. 特定健診・保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年第80号）財源（国負担1/3、県負担1/3、市負担1/3）

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を行います。

（1）特定健康診査受診状況

表17. 特定健診の受診状況 対象者：40歳～74歳の国民健康保険加入者

（単位：人・％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【参考】令和6年度
	法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和7年5月末現在
対象者数	14,266	14,336	14,018	13,628	13,391
集団健診	970	891	1,305	1,552	
個別健診	3,360	3,252	3,737	3,677	
合計	4,330	4,143	5,042	5,229	4,848
受診率	30.4%	28.9%	36.0%	38.4%	36.2%

老人保健法が高齢者医療の確保に関する法律に改正された事に伴い、平成20年度から保険者（市町村国民健康保険）に、特定健康診査・特定保健指導が義務づけられました。

令和2年度～令和5年度は法定報告、令和6年度は令和7年5月末現在のデータとなります。令和6年度の受診状況は令和7年10月に確定予定です。

※「法定報告」とは、保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健診等の実施に関する結果報告のこと。保険者は、支払い基金に対し毎年度、当該年度の末日における特定健診等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を当該年度の翌年度の11月1日までに報告しなければならず、特定健診等の実施年度途中における国保加入者及び脱退等の異動者は、報告対象より除外となります。

表18. 国保人間ドック受診者数

（単位：人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	1,332	1,557	1,668	1,540	1,673

※表17.の個別健診の数に含まれます。

(2) 特定健康診査受診率向上取組

表19. 特定健康診査受診率向上事業

平成20年度より特定健診・特定保健指導が導入されましたが、本市の健診受診率は県平均と比較して低く推移しています。市民への事業周知及び健康意識向上のため、効果的に特定健診受診率向上に取り組めるよう、事業見直しを行いながら事業を実施しています。

取組1 「宜野湾市特定健康診査に関する自治会表彰制度」

○内容：受診率向上に取り組んだ自治体を表彰し、受診率が高い自治会及び受診者数に応じて報奨金を授与する。

○実施期間：平成25年度～令和元年度

年度	平成30年度	令和元年度
受診率上位自治会	3	3
受診者増加自治会	9	10
執行額(円)	280,000	280,000

取組2 「宜野湾市特定健康診査等受診促進に関する報奨金交付事業」

○内容：子どもの活動団体を対象とし、特定健診・がん検診受診率向上に寄与した団体へ報奨金交付。

○報奨金基準：①特定健診受診者700円/1人

②健康診査受診者300円/1人

③がん検診受診者300円/1人

○実施期間：令和3年度

年度	令和3年度
参加団体	6団体
特定健診受診者数(国保)	17人
がん検診受診者数(全対象)	34人

取組3 「宜野湾市特定健康診査受診促進に関する受診者への特典交付事業」

○名称：GO! GO! とくとく特定健診キャンペーン

○内容：特定健診受診者全員に商品券3,000円分を交付を行う。

○対象者：国民健康保険加入者40歳～74歳(年度末年齢)のうち、特定健診受診者

○交付方法：①集団健診受診者→会場にて商品券直接交付

②個別健診受診者(病院受診)→受診月の約3か月後以降に商品券郵送

○実施期間：令和4年度～令和6年度

年度	対象者数	交付者数	交付総額(円)
令和4年度	15,706	5,431	16,293,000
令和5年度	15,554	5,635	16,905,000
令和6年度(令和7年6月末現在)	15,250	4,482	13,446,000

(3) 特定保健指導等実施状況

表20. 特定保健指導の実施状況

(単位：人・%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【参考】令和6年度
		法定報告	法定報告	法定報告	法定報告	令和7年5月末現在
動機付け支援	対象者	463	406	486	482	468
	終了者	284	264	303	331	156
	実施率	61.3%	65.0%	65.0%	68.7%	33.3%
積極的支援	対象者	225	217	241	253	220
	終了者	99	117	113	112	30
	実施率	44.0%	53.9%	46.9%	44.3%	13.6%
合計	対象者	688	623	727	735	688
	終了者	383	381	416	443	186
	実施率	55.7%	61.2%	57.2%	60.3%	27.0%

特定健診の結果は一律の基準で3段階（情報提供・動機付け支援・積極的支援）に階層化され、メタボリックシンドロームを予防、または、改善するため、専門スタッフによる生活習慣改善のためのサポートが無料で受けられます。

令和6年度より第4期特定健診・特定保健指導となり、成果を重視したアウトカム評価する体系へ見直しされています。

令和2年度～令和5年度は法定報告、令和6年度は令和7年5月末現在のデータとなっています。

表21. 二次健診実施状況

(単位：人)

検査案内対象群		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健指導対象者	受診者	53	46	38	38	31
生活習慣病予備軍	受診者	2	6	13	8	13

平成20年度より、特定健診受診者のうち特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍を対象に、生活習慣改善及び心血管疾患・糖尿病による重症化予防への早期介入の手段として二次健診（詳細健診）を案内しています。

【補足】二次健診：動脈硬化による血管の状態や、糖代謝及び腎臓の障害などについて詳しく知ることができる検査です。（検査項目：①75g糖負荷試験 ②頸動脈エコー検査 ③微量アルブミン検査）

表22. 運動指導業務委託実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数（件）	35	29	50	49	30
利用者実人数（人）	19	15	19	21	13

平成23年度より、特定保健指導の対象となった方で運動習慣がない者に対し、スポーツクラブ等での運動指導を実施することで、運動の動機付けと運動習慣を定着することを目的として実施している。 ※施設利用は3月を上限とし、利用した月数を件数とする。

表23. 糖尿病性腎症重症化予防事業実施状況

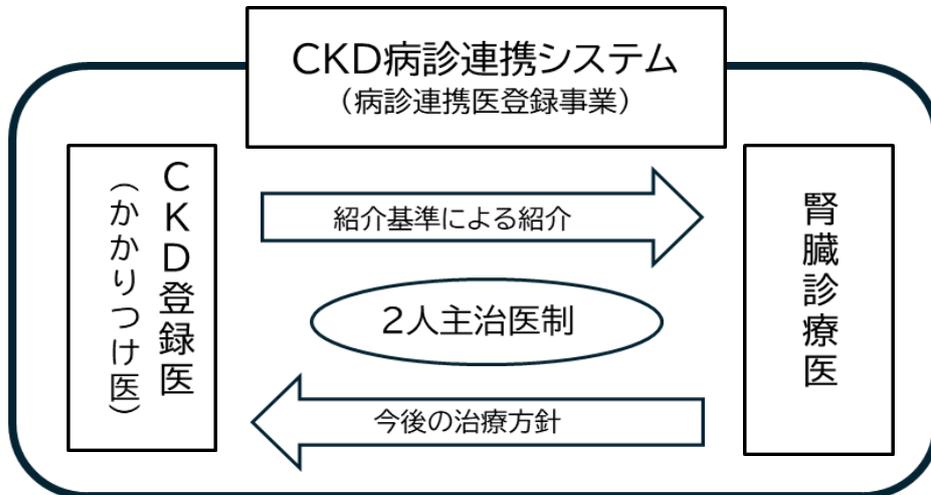
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(R7.5月末現在)
事業該当者数（人）	373	173	281	366	305
支援実施人数（人）	183	108	203	262	203
対象者基準（HbA1c）	7.0以上	7.0以上	7.0以上	6.5以上	6.5以上

平成30年度より糖尿病の重症化予防と人工透析への移行防止を目的とし開始いたしました。

市内糖尿病専門医やかかりつけ医と連携し、専門スタッフが個人に合わせた食事療法、運動療法のサポートを行い、糖尿病や腎機能重症化予防に取り組みます。

(4) CKD（慢性腎臓病）・糖尿病性腎臓病対策 <じのーん腎プロジェクト>

令和6年度より、CKD（慢性腎臓病）並びに糖尿病性腎臓病の発症及び重症化を予防し、新規人工透析患者数の減少を図ることを目的に「CKD登録医（かかりつけ医）」と「腎臓専門医（腎臓を専門に診ている医師）」が連携してCKD・糖尿病性腎臓病の患者を支える病診連携システム「じのーん腎プロジェクト」を開始し、CKD（慢性腎臓病）・糖尿病性腎臓病対策に取り組んでいます。



4. 健康ぎのわん21（第2次）について

根拠法（健康増進法 第8条第2項、努力義務）

（1）「健康ぎのわん21（第2次）」計画の概要

本市の健康増進計画として、平成16年度から「健康ぎのわん21」が開始されました。平成20年度の間評価を経て、平成25年度に最終評価を行い、健康ぎのわん21（第2次）を策定し平成30年度、第2次計画中間評価を行いました。本計画は、「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」をめざして、住み慣れた地域で安心して生活できる都市を作っていくことを目的としています。

計画の基本目標として〔1〕健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進、〔2〕働き盛りの健康増進と早世の予防を掲げ、重点施策である肥満対策の強化に加え、以下の8分野において計画を推進していきます。

- ①栄養・食生活、②身体活動・運動、③健康診査・生活習慣病、④妊娠・子育て、
⑤こころの健康・休養、⑥飲酒、⑦喫煙、⑧歯・口腔の健康

（2）「健康ぎのわん21」の部会別推進状況

部会	主な事業内容	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		回数	人数								
食生活	1) 食生活改善推進員育成事業										
	* 主体活動	74	425	60	366	97	652	118	773	81	466
	* ①主体事業	11	197	5	152	13	564	12	221	6	168
	* ②受託事業	5	164	10	139	9	298	4	50	6	81
	* ③協力事業	31	1,137	12	411	27	1,190	22	1,461	21	1,126
運動	1) 美らがんじゅう体操 DVD・CD配布	-	512	-	205	-	272	-	245	-	392
	2) 美らがんじゅう体操 活動普及	179	3,942	152	3,247	292	5,823	323	9,333	364	9,111
	3) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更	中止		中止		1	416	1	405	1	685
	4) ウォーキングマップの作成、配布	-	2,387	-	274	-	600	-	446	-	468
休養・心・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や職員を対象に、メンタルヘルスの講演会、研修会の実施 ・こころの健康に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・アルコール依存症に関する相談（電話・来所・家庭訪問） ・集団健康教育等で、休養及び心の健康に関する講話を実施 ・親子健康手帳交付時、飲酒ありの妊婦に対し保健指導を実施 										
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの害に対するポスターや禁煙方法等についてのポスター展示やチラシの配布 ・ホームページによる禁煙及び禁煙外来の普及啓発、健診会場においてパネルの展示 ・親子健康手帳交付時、禁煙、受動喫煙に対する個別指導 ・特定保健指導実施時、禁煙のすすめや相談の実施、必要時禁煙外来の紹介を行っている。 										
歯	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病予防に関するパネル及びポスターの掲示 ・妊産婦の歯周病予防等のリーフレットを親子健康手帳交付時に配布 										

* 「主体活動」は定例会や理事会の開催、部会活動、研修会への参加。

*①「主体事業」は男性料理教室、ママの料理教室等。

*②「受託事業」は財団法人日本食生活協会・沖縄県食生活改善推進員連絡協議会・沖縄県保健医療福祉事業団からの受託を受けて、食生活改善推進員が牽引するヘルスサポーター養成事業、食育教室、生涯骨太クッキング、食育活動事業を実施。

*③「協力事業」は、集団健診、介護予防事業等及び市の事業に協力。

5. 地域健康づくり支援事業

(1) オリジナル健康体操の普及事業

①事業の目的

肥満に起因する生活習慣病を予防するために、子供から高齢者まで実施可能かつ肥満解消に有効な筋肉運動を取り入れた体操プログラムを開発し、オリジナル健康体操を制作しました。

また、『早寝早起き 朝ごはん食べて』や『ちょっと待ってメタボリック気をつけて』など、生活習慣や健康を意識した歌詞を盛り込んでおり、家庭や地域で楽しくからだを動かしながら健康へ関心を高められるよう市民へ普及しています。

②事業の内容

平成19年度に開発・制作した宜野湾市オリジナル健康体操「美らがんじゅう体操～ちょっと待って！メタボリック！気をつけ隊～」を地域や様々なイベント、健康教育事業等で健康増進課の職員や健康づくり推進員が体操を指導し、その他普及PR用のDVD・CDを作成・配布するなどの普及活動を展開しています。

*平成21年度には、「第63回全国レクリエーション大会INながさき」ご当地体操コンテストにエントリーし、『メタボにさよならで賞』を受賞しました。

*平成22年度には、低体力者や生活活動量の少ない方でも気軽に楽しく取り組める「らくらく編」を考案し、DVDのPart 2（らくらく編&体操普及映像付）と体操リード付CDを制作・普及しています。

*平成24年度には、美らがんじゅう体操の曲のほかにラジオ体操第1・第2も収録したPart3のCDを作成し、市内各所に配布しました。

*平成26年度は健康都市宣言50周年記念として、美らがんじゅう体操コンテストを実施しました。市職員を対象に毎週金曜日の始業前に美らがんじゅう体操を実施しました。

*令和2年度は、NHK沖縄放送局「ちゅらTV」で美らがんじゅう体操やお家でできる筋トレなどを放送しました。

③普及状況

(単位：人)

実施場所		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
各種健康教育事業	実施回数	36	25	36	34	38
	参加人数	505	263	422	335	446
老人福祉センター	実施回数	15	10	22	21	22
	参加人数	830	200	418	504	550
自治会（区民運動会等）	実施回数	78	72	176	174	197
	参加人数	1,795	1,663	3,851	4,646	4,703
保育園・幼稚園・小学校	実施回数	1	1	0	22	24
	参加人数	160	150	0	2,398	1,744
イベント・その他（通いの場、ウォーキングday）	実施回数	49	44	58	72	83
	参加人数	652	971	1,132	1,450	1,668
合計	実施回数	179	152	292	323	364
	参加人数	3,942	3,247	5,823	9,333	9,111

*市内イベントである、はごろも祭り、交通安全キャンペーン市内一周駅伝大会等での普及活動は、参加人数が不特定多数のため集計には含めておりません。実施回数のみ集計しています。

(2) はごろもウォーキング大会 ※令和4年度よりはごろもウォークに変更

①事業の目的

健康ぎのわん21（第2次）が目指す「全ての市民が心身ともにいきいきと暮らせる都市」を目指して、市民に運動習慣を定着させることを目的としています。ウォーキングは、老若男女問わず実施できる運動であり、生活習慣病の予防や体脂肪燃焼など運動効果が期待されます。

また、大会をきっかけに多くの市民が身体を動かす楽しみを実感し、健康への認識を高め、運動の継続を推進します。

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大会場所	中止	中止	-	-	-
参加人数			416	405	685

*令和2年度、令和3年度はコロナ感染拡大により開催を中止しました。

*令和4年度よりアプリを使ったウォーキングイベントを実施しました。

6. 予防接種事業

予防接種事業は、予防接種法第5条第1項及び宜野湾市任意予防接種実施要綱に基づき、伝染のおそれがある下記の疾病の発生及びまん延を予防する為に予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的として実施しています。

◆法律の定めるところにより予防接種を行う疾病 ―― 予防接種法（昭和23年法律第68号）

【A類疾病】目的：発生及びまん延を予防すること

1. ジフテリア 2. 百日せき 3. 急性灰白髄炎 4. 麻しん 5. 風しん 6. 日本脳炎 7. 破傷風 8. 結核 9. Hib感染症 10. 小児肺炎球菌感染症 11. ヒトパピローマウイルス感染症 12. 水痘 13. B型肝炎 14. ロタウイルス感染症 15. その他発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

【B類疾病】目的：個人の発病及び重症化を防止し、そのまん延の予防に資すること

1. インフルエンザ 2. 高齢者肺炎球菌感染症 3. 新型コロナウイルス感染症 4. 帯状疱疹

◆法定外（任意）予防接種の対象となる疾病 ―― 宜野湾市任意予防接種実施要綱（市単独事業）

おたふくかぜ

平成24年3月より市が行政措置としての予防接種（以下「任意予防接種」という。）を開始しました。

【A類疾病】

（令和7年度）

ワクチン名	対象年齢	接種回数	実施方法
①不活化ポリオ (急性灰白髄炎)	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回	個別接種
②BCG（結核）	・1歳誕生日の前日まで	1回	
③DPT (ジフテリア・百日せき・破傷風) ④DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) ⑤DPT-IPV-Hib (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	・生後2か月から7歳6か月の前日まで	4回	
⑥DT(ジフテリア・破傷風) ※平成28年4月に集団接種から個別接種へと移行	・11歳以上13歳未満の方（標準年齢：小学校6年生）	1回	
⑦日本脳炎	・生後6か月から7歳6か月の前日まで（1期） ・9歳以上13歳未満の方（2期） ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれて20歳未満の方	3回 1回 4回	
⑧麻しん風しん（MR）	・1歳から2歳誕生日の前日まで（1期） ・小学校入学前の1年間にある子（2期）	1回 1回	
⑨水痘（みずぼうそう） ※平成26年10月1日より任意接種から定期接種	・生後12か月から36か月の前日まで	2回	
⑩ヒブ	・生後2か月から5歳未満の方 (接種回数は開始月齢により異なる)	1～4回	
⑪小児の肺炎球菌 (15価・20価)	・生後2か月から5歳未満の方 (接種回数は開始月齢により異なる)	1～4回	
⑫B型肝炎 ※平成28年10月1日より定期接種	・生後2か月から1歳誕生日前日まで	3回	
⑬ロタウイルス ※令和2年10月1日より定期接種	・ロタリックス（1価）生後6週～24週	2回	
	・ロタテック（5価）生後6週～32週	3回	
⑭子宮頸がん HPVワクチン(2価・4価)	・小学6年生から高校1年生相当年齢の女子	3回	
	・平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女子（キャッチアップ対象者※1）のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種した方	最大3回	
⑮子宮頸がん HPVワクチン(9価)	・12歳になる年度の初日から16歳になる年度末までの女子	1回目15歳未満 2回 1回目15歳以上 3回	
	・平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女子（キャッチアップ対象者※1）のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種した方	最大3回	
任意 ⑯おたふくかぜ（行政措置）	・生後12か月から24か月未満の方（1歳児）	1回	

【B類疾病】

ワクチン名	対象年齢	接種回数	実施方法
⑰インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳から64歳で対象となる方（※2）	毎年1回	個別接種
⑱新型コロナウイルス感染症	・65歳以上 ・60歳から64歳で対象となる方（※2）	毎年1回	
⑲高齢者の肺炎球菌	・65歳以上 ・60歳から64歳で対象となる方（※2） （過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1度でも接種したことがある者は除く）	1回	
⑳带状疱疹ワクチン	・年度内に65歳を迎える方 ・60歳から64歳で対象となる方（※3・4）	生ワクチン 1回	
	・年度内に65歳を迎える方 ・60歳から64歳で対象となる方（※3・4）	不活化ワクチン 2回	

※1 HPVワクチンの積極的接種勧奨が差し控えられていた期間に、定期接種の対象であり、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方。

※2 心臓、じん臓、呼吸器の呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害がある方。
(身体障害者手帳1級程度)

※3 ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方。

※4 令和7年度から令和11年度までの5年間経過措置として、その年度内に70・75・80・85・90・95・100歳となる方も対象。

令和7年度に限り100歳以上は全員対象。

【定期接種実施状況】

各年度末（単位：延べ人数・％）

予防接種名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不活化ポリオ （※1）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	1	2	1	0	1
	接種率	—	—	—	—	—
BCG	対象者	1,148	1,152	1,061	934	894
	接種者	1,137	1,085	1,016	888	883
	接種率	99.0	94.2	95.8	95.1	98.8
DPT（3種混合） （※1）	対象者	—	—	—	—	—
	接種者	1	0	0	0	1
	接種率	—	—	—	—	—
DPT-IPV （4種混合）（※2）	対象者	4,595	4,939	4,687	4,534	1,809
	接種者	4,598	4,439	3,992	3,902	1,240
	接種率	100.1	89.9	85.2	86.1	68.5
DPT-IPV-Hib （5種混合）（※2）	対象者	—	—	—	—	3,171
	接種者	—	—	—	—	2,408
	接種率	—	—	—	—	75.9
DT	対象者	1,186	1,223	1,229	1,196	1,212
	接種者	852	787	722	805	742
	接種率	71.8	64.3	58.7	67.3	61.2
日本脳炎（※5）	対象者	5,558	3,805	5,594	5,182	4,818
	接種者	4,681	2,759	4,159	3,891	4,015
	接種率	84.2	72.5	74.3	75.1	83.3
麻疹風しんMR1期	対象者	1,104	1,164	1,092	1,036	1,043
	接種者	1,091	1,071	974	931	814
	接種率	98.8	92.0	89.2	89.9	78.0
麻疹風しんMR2期	対象者	1,171	1,166	1,172	1,132	1,096
	接種者	1,066	1,033	1,002	980	941
	接種率	91.0	88.6	85.5	86.6	85.9
ヒブ	対象者	4,644	4,524	3,357	3,913	—
	接種者	4,680	4,392	3,906	3,596	985
	接種率	100.8	97.1	116.4	91.9	—
小児の肺炎球菌	対象者	4,644	4,524	3,278	4,082	4,034
	接種者	4,586	4,394	3,909	3,602	3,450
	接種率	98.8	97.1	119.2	88.2	85.5
水痘 （みずぼうそう）	対象者	2,195	2,272	2,234	1,857	1,786
	接種者	2,142	1,994	1,862	1,796	1,637
	接種率	97.6	87.8	83.3	96.7	91.7
B型肝炎	対象者	3,531	3,393	3,114	2,802	2,682
	接種者	3,400	3,227	2,970	2,635	2,568
	接種率	96.3	95.1	95.4	94.0	95.7
子宮頸がん予防ワクチン （※3）	対象者	—	—	6290	6,787	5,986
	接種者	34	296	562	536	1,706
	接種率	—	—	8.9	7.9	28.5
ロタウイルス（※4）	対象者	1431	2,604	2,297	2,148	1,982
	接種者	1036	2,409	2,097	1,910	1,745
	接種率	72.4	92.5	91.3	88.9	88.0
高齢者の肺炎球菌	対象者	3,153	3,240	3,436	3,505	1,056
	接種者	884	705	627	632	115
	接種率	28.0	21.8	18.2	18.0	10.9
インフルエンザ	対象者	19,822	20,452	20,855	21,212	21,600
	接種者	12,037	10,372	11,368	10,555	9,034
	接種率	60.7	50.7	54.5	49.8	41.8
新型コロナウイルス	対象者	—	—	—	—	21,600
	接種者	—	—	—	—	2,985
	接種率	—	—	—	—	13.8

※1 DPT（3種混合）及び不活化ポリオは、海外において国内とは異なるスケジュールで接種を受けた方等へ使用しています。国内では、DPT-IPV-Hib（5種混合）に含まれています。

※2 DPT-IPV（4種混合）からDPT-IPV-Hib（5種混合）への移行に伴い、現在ヒブの個別通知は行っていません。
しかし、DPT-IPV（4種混合）で接種を行った方は、これまでのワクチンを接種することとなっているため、引き続きヒブ接種者の実績があります。

※3 子宮頸がん予防ワクチンにおいては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的接種勧奨の差控えがあり令和3年度まで個別通知は行っていませんでしたが、令和3年11月26日の厚生労働省通知により接種勧奨が再開されることとなりました。

※4 対象者は接種するワクチンによって回数（2回又は3回）が異なるため、対象者を接種割合で算出しています。

※5 日本脳炎については、令和3年に一部のワクチンが製造停止となり、供給量の減少があったため、令和3年度は通知対象者を1期2回接種対象者及び特例対象者へ優先的に通知しております。

【接種率の算出方法について（B/A×100）】

A：対象者数は通知発送数（MR1期・2期は国へ報告した値）

B：接種者数は定期接種者数（任意接種・他市町村での接種者は除く）

【予防接種法の法改正の経過について】

(ポリオ)

生ポリオワクチンは、平成24年9月1日より不活化ポリオワクチンへ変更になりました。また、令和5年度より接種開始時期が生後3か月から生後2か月に変更となりました。

(DPT-IPV-Hib (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブの5種混合))

法改正により、令和6年4月1日からDPT-IPV(4種混合)にヒブを追加したDPT-IPV-Hib(5種混合)が定期接種化されました。

(DPT-IPV (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオの4種混合))

法改正により、平成24年11月1日からDPT(3種混合)がDPT-IPV(4種混合)へ変更となりました。また、令和5年度より接種開始時期が生後3か月から生後2か月に変更となりました。

(DT)

DTの予防接種は、平成28年度に集団接種から個別接種へと移行しました。

(日本脳炎)

日本脳炎予防接種については、ワクチンの副反応症例に伴い、平成17年5月30日付厚生労働省から積極的勧奨(個別通知)の差控えがありました。平成22年度から順次接種が再開され、平成17年度から平成21年度の間には予防接種の機会を逃した方(H7.4.2~H19.4.1生まれ)も、20歳未満までに定期接種として接種することができるようになりました。平成28年度から令和6年度まで9歳及び18歳に達する者に対し2期接種の積極的勧奨を行っています。

(麻しん風しん)

平成20年度から平成24年度までの5年間の期限で、麻しん風しん(MR)3期及び4期を実施していました。平成25年度以降3期及び4期の実績はありません。

(ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がん)

ヒブ・小児の肺炎球菌・子宮頸がんにおいては、平成23年度及び平成24年度は県のワクチン接種緊急促進基金を活用し、公費で接種できる任意予防接種として実施してまいりました。平成25年度から法律改正により定期接種として実施してまいります。また、小児の肺炎球菌においては令和6年4月より15価ワクチンが、令和6年10月より20価ワクチンが定期接種化され、13価ワクチンが定期接種から除外となりました。

子宮頸がんワクチン(HPV)においては、平成25年6月14日付厚生労働省の副反応症例に伴い、積極的な接種勧奨(個別通知)の差控えがありました。その後HPVワクチンの安全性について特段の懸念がないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることで認められ、令和4年度より積極的な接種勧奨が再開され、キャッチアップ接種が行われています。また、令和5年度より9価ワクチンが定期接種化されました。

(水痘)

水痘については、平成26年10月1日より定期接種となりました。

(B型肝炎)

B型肝炎については、平成28年10月1日より定期接種となりました。

(ロタウイルス)

ロタウイルスについては、令和2年10月1日より定期接種となりました。

(高齢者の肺炎球菌)

高齢者の肺炎球菌は、平成23年度から後期高齢者医療制度の健康増進事業で実施されてまいりましたが、平成26年10月1日から予防接種法施行令の一部改正に伴い、65歳の者を対象に定期接種となりました。

(風しん(第5期))

風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性における風しん抗体検査は、令和6年度をもって終了しました。予防接種については令和9年度まで延長され、期間中は公費にて接種を行うことができます。

(新型コロナワクチン感染症)

新型コロナワクチン感染症の特例臨時接種は令和5年度で終了となり、令和6年度から定期接種化され対象者を65歳以上とし、一部公費での接種が可能となりました。

(带状疱疹)

これまで任意接種であった带状疱疹ワクチンが令和7年4月1日より、65歳の者を対象に定期接種化され一部公費での接種が可能となりました。また、令和11年度まで5年間の経過措置が設けられ、各年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える者についても定期接種の対象となります。

○成人男性風しん抗体検査・予防接種事業（国における風しんの追加的対策）

各年度末（単位：人・％）

予防接種名 成人男性風しん	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種	抗体検査	予防接種
対象者	9,755	107	9,277	82	9,039	30
受検（接種）者	384	102	260	71	137	28
受検（接種）率	3.9%	95.3%	2.8%	86.6%	1.5%	93.3%

抗体検査：国補助1/2

期間：令和元年度～令和3年度までの時限措置を令和6年度まで延長し、
抗体検査は令和7年度3月31日で終了。予防接種は令和9年3月31日まで延長。

概要：

風しんの予防接種は予防接種法に基づき公的に行われていますが、以前に公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の方については抗体保有率が他の世代に比べ低いことから、無料クーポン券を利用して抗体検査を受けることができます（令和6年度末で終了）。また抗体検査の結果、十分な量の抗体がない（免疫がない）方は、定期接種の対象として無料で麻疹風しん混合（MR）ワクチンの接種を受けることができます（令和9年度末まで）。

発送対象者：

【令和元年度】昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性と、それ以外の対象者で検査を希望される方へクーポン券発送。

【令和2年度】前年度未発送の世代（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性）へクーポン券発送。

【令和3年度】対象者で抗体検査未受検者へ通知。

【令和4年度】抗体検査未受検者全員にクーポン券を発送（R4.4.1付とR5.3.30付の2回）。

【令和5年度】令和4年度末に発送済みのため、令和5年度は発送なし。

【令和6年度】対象者で抗体検査未受診者へ通知。

※令和4年度～令和6年度の受検（接種）者については、令和元年度以降にクーポンを発送した対象者が含まれています。

【任意予防接種実施状況】

○任意おたふくかぜ予防接種

各年度末（単位：人・％）

予防接種名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	対象者数	1,178	1,201	1,136
接種者数	1,043		951	964	884	793
接種率	88.5%		79.2%	84.9%	86.2%	76.0%

平成23年度よりおたふくかぜ任意予防接種について、接種日において1歳から2歳に至るまでの方を対象に公費助成を行っております。子ども達の健康を守ることを第一義的な目的に掲げ、保護者の看護負担軽減と医療費の抑制のため、ワクチン接種に要する助成を実施しております。

7. 地域保健の現状と今後の展望

本市は、昭和39年に他市町村に先駆けて「健康都市」を宣言し、昭和61年には、行政、医師会及び住民の代表などの構成員となる「宜野湾市健康づくり推進協議会」を立ち上げ、母子保健、成人保健及び予防接種など市民一人ひとりにあった健康づくり事業を実施してきました。「宜野湾市食育推進計画」を策定し、市民が健康で幸せな生活を営めるよう、多方面から健康づくりを推進しています。

(1) 感染症予防対策

予防接種事業においては、集団で行ってきた予防接種を平成7年度より順次個別接種へ移行し、平成14年度には予防接種の費用を無料化にすることにより、接種率の向上に努めました。

予防接種の種類が増え、予防接種の方法も変化していく中、今後とも医療機関との連携を密にするとともに、市民に対しては予防接種の意義について理解を深めるよう広報に努め、更なる接種率の向上を目指します。

また、市民の感染防止・発症予防に努め、市民の健康管理の向上を図ることを目的に、平成29年度より防衛省の補助金である「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用し、予防接種事業の安定的な実施を図っております。

その他感染症対策として、新感染症が発生した場合に、住民の生命と健康を守り、住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に平成25年3月には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、平成26年2月13日宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しました。令和2年3月には「新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」を策定し、新感染症が発生した際に、住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供できるよう取り組んでいきます。

今後とも国、県、関係機関等との連携を図りつつ情報収集に努め、新型インフルエンザ等対策にも取り組んでいきます。

(2) 成人期以降の健康増進

①健康づくり事業

医療技術の進歩や保健衛生及び生活水準の向上等により、平均寿命が長くなる一方、食生活の欧米化がすすみ、車社会の普及や利便性の向上により生活が豊かになり、それに伴う栄養過多・身体活動の低下などで肥満や生活習慣病が増加している現状にあります。

本市では、子供から高齢者までライフステージに合わせた健康づくりと食育を実践し、諸施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、平成25年度に「健康ぎのわん21（第2次）」「宜野湾市食育推進計画」を策定し平成30年度に中間評価をし令和7年度に最終評価を行います。

健康づくり事業としては、健康教室を継続的な取組とすると共に、健康づくり推進員を中心としたオリジナル健康体操の普及事業を実施しています。また、おやこの食育事業、男性料理教室など、食生活改善推進員による食育事業も実施しています。健康教室に関しては、健診指導係と連携しながら対象者の選定や、市の課題に基づいた肥満の改善等を重視した教室や、市民の希望に応じた「出前講座」を実施しています。また、行政と地域のパイプ役である、食生活改善推進員及び健康づくり推進員の養成講座を定期的で開催し、終了後も、継続的な活動ができるよう育成に努めており、連携しながら効果的な事業を実施していきます。そのほか、市民の健康意識を高めるために、健康に関する啓発活動・SNS等を活用した情報発信強化に努めています。

今後とも、「健康ぎのわん21（第2次）計画」及び「食育推進計画」の目標達成に向け関係各課と連携を図りながら計画推進に取り組んでいきます。

②沖縄健康医療拠点健康まちづくり推進事業

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）は平成27年3月末に返還され、琉球大学医学部及び大学病院を移設し、沖縄の医療体制の中核となる医療拠点整備に向けて取り組んでいます。琉球大学医学部および大学病院の移設を機に連携し、西普天間住宅地区を核とした全市民参加型の健康まちづくりを推進します。健康まちづくりの一環として、市内で実証事業等を行い、市民が自発的に健康づくりを継続できるような支援等から、市民自らが健康意識を変え、健康への行動変容を促すことを目的に施策の構築を検討致します。実証事業の期間は、令和4年度から令和7年度まで予定しており、効果検証や改善を行いながら具体的な施策を構築し、西普天間住宅地区をウォーカブルな街へ整備することで「(仮)ぎのわん健康モデル」としての確立に向けて取り組んでまいります。

②健康診査（特定健診・がん検診など）及び健康相談（特定保健指導など）

将来の医療費の伸びを抑え国民皆保険制度を維持可能なものにするためには、肥満の解決と生活習慣病重症化予防対策が重要といえます。

平成20年度から医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられました。本市では、データ分析により国保加入者の健康課題に合わせて効果的かつ効率的に保健事業を実施するため、「第3期特定健診等実施計画」を複合した「第2期データヘルス計画」を令和5年度に評価し、それを踏まえ「第3期データヘルス計画」を策定いたしました。PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を推進いたします。

特定健診後の特定保健指導や糖尿病など生活習慣病の重症化を予防するためにも、健診受診率向上が大きな課題となっています。

令和4年度～令和6年度に実施した、国民健康保険加入者40歳～74歳を対象に、特定健診受診者への商品券配布事業の効果により令和5年度の特定健診受診率は38.4%となりました。特定健診は受診して生活習慣病の早期発見、早期治療につなげることのみならず、自身の健康状態を知り、生活習慣の改善・健康行動につなげることが重要です。今後も継続受診の取組や受診後の保健指導を行ってまいります。

市民への周知方法の一つに、市の公式LINEでの情報発信や自治会と連携した健診情報発信・受診勧奨、医療機関より通院中の方へ受診勧奨を依頼しています。また、令和元年度よりAI分析を活用した受診勧奨個別通知を発送するなど、受診率向上対策を強化しています。

本市が実施するがん検診は胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの5種類の検診を実施しており、国の指針を参考として令和4年度より対象者の見直しを行い、がん検診精度管理強化に努めています。